

○住宅リフォーム等推進補助金交付要綱

平成24年3月30日

訓令第17号

改正 平成25年3月1日訓令第2号

(目的)

第1条 この要綱は、厚真町内の住宅における耐震改修、太陽光発電システムの設置、ペレットストーブの設置（以下これらを「改修工事等」という。）を行う者及び改修工事等に関連する住宅リフォーム等を行う者に対し住宅リフォーム等推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、耐震住宅の促進と環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 改修工事等とは、次のいずれかに該当する工事をいう。

(イ) 厚真町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行。以下「耐震改修要綱」という。）第3条第3号の規定に基づく耐震改修工事

(ロ) 厚真町地球温暖化防止対策推進補助金取扱要綱（平成22年告示第24号。以下「温暖化防止要綱」という。）第2条の規定に基づく事業に係る工事

(ハ) 厚真町持ち家住宅建築促進支援助成金交付要綱（平成23年告示第18号。以下「持ち家支援要綱」という。）別表第3に規定する助成対象項目の自然エネルギー発電装置等クリーンエネルギー施設の設置のうち、太陽光発電システムの設置に係る工事

(2) 住宅リフォーム等とは、次のいずれかに該当する工事をいう。

(イ) 住宅部分について行う屋根、壁、基礎の改良、修繕及び模様替え等の工事

- (ロ) 厚真町介護住宅改修補助事業実施要綱第3条に規定する補助対象工事
 - (ハ) 厚真町空き家活用事業補助金交付要綱第4条に規定する補助対象事業の内、備品購入を除く改修工事
- (ニ) 前各号に伴う給水、排水若しくは換気等設備又は電気設備の修繕工事
- (ホ) 敷地内防犯灯設置工事
- (ヘ) その他町長が特に必要と認める工事

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付対象となる工事は、改修工事等又は当該改修工事等と関連して実施する住宅リフォーム等の工事とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、前条で規定する補助対象工事に係る工事費から当該工事に係るこの要綱で定める以外の補助金又は助成金を差し引いた金額が5万円を超える場合、その金額に5分の1を乗じて得た金額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付する。ただし、限度額は30万円とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、改修工事等の申込書又は申請書に、前条で規定する補助金の額及び算定方法が分かる図書を添付して町長に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。